平成２４年（フ）第６３８３号
大阪市西区九条１丁目20番23号　福元マンション201号室、住民票上の住所大阪府東大阪市菱屋西１丁目12番19号
破産者　田中　裕也
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４３号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番111―104号
破産者　ハラダ金型製作所こと　原田　　忍
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６０号
兵庫県川西市鴬台２丁目17番地の１
破産者　横田　圭司
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３７号
大阪市鶴見区横堤４丁目27番29号
破産者　小中代志子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５５号
大阪市淀川区新高２丁目６番45号　ベルク新高606号、前住所大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―717号
破産者　宮本　昌宜
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５７号
大阪市淀川区新高２―６―45　ベルク新高606、住民票上の住所大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―1308号
破産者　宮本　長男
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２号
岡山県津山市神代425番地
破産者　國米　昌幸
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２３０号
広島市中区十日市町２丁目５番９―501号
破産者　瀬戸口芳三
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
香川県三豊市三野町吉津乙356番地
破産者　小野由紀子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１１０号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の10
破産者　栗林　正明
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１９９号
北海道苫小牧市緑町２丁目９番10―601号
破産者　林　ゆかり
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６４１号
仙台市太白区袋原５丁目14番２―205号
破産者　柳沼　裕樹
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
福島県田村市滝根町神俣字入新田13番地２
破産者　雨谷　君子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２８８号
埼玉県川口市大字安行領根岸3787番地の１
破産者　小坂　正廣
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
埼玉県熊谷市戸出559番地
破産者　小林　新一
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６３号
埼玉県熊谷市戸出559番地
破産者　小林　佳子（旧姓中山）
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９５７号
神奈川県藤沢市石川４丁目12番地の９　エレガント湘南207号室
破産者　加藤　　雄
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目９番53号
破産者　渡邉圭一郎
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７号
長野県上田市鹿教湯温泉1773番地57
破産者　松本　正子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２７号
長野県千曲市大字若宮1414番地２　ヒカリマンション206号室、前住所長野県千曲市大字羽尾1309番地４
破産者　大田　　晶
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部